

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年11月20日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること
  - 注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：ベトナム 担当：東南アジア・大洋州部  
案件名：電子マネー・交通系ICカード情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2014年1月下旬～2014年6月下旬

2 参加要件

海外におけるICカード上位システムに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月4日から2013年12月6日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月4日から2013年12月9日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年12月20日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 1月中旬

(5) 契約交渉 : 1月中旬～1月下旬

5 業務の目的

ベトナムの都市人口は、1995年には約15百万人であったが、2010年には約26百万人に達している。都市人口の増加に加え、経済成長と低価格オートバイの普及によって、ホーチミン、ハノイ等の大都市ではほとんどの世帯がオートバイを保有するようになった。1990年代において、自動車の登録台数は急激に増加し、オートバイと自動車の台数は、それぞれ1990年の121万台と25万台から2006年の1,862万台と97万台に増加した。自動車とオートバイの半数以上がハノイ市とホーチミン市という2大都市圏に集中しており、その結果、都市部を中心に道路交通量が急激に増えており、渋滞の発生、交通事故の増加、大気汚染、都市サービスへのアクセス困難等の問題が生じている。このことから、ハノイ市及びホーチミン市において都市公共交通システムを面的に整備すると共に、その利用を促すために私的交通手段との接続及び公共交通手段間の接続の円滑性を確保することが急務となっている。現在、両市においては、様々なドナーの支援のもと都市鉄道やバス高速輸送システム（Bus Rapid Transit: BRT）等の大量都市公共交通システムの面的整備は行われている。他方、様々なドナーによって支援されているがために、接続の円滑性が今後の課題となっている。特に、各都市鉄道路線の乗車券については、非接触型ICカードの利用が提案されてはいるものの、規格が統一されていないこと、また路線間での決済の仕組みが整備されていないことから、ユーザーは路線毎に異なるICカードを保持することになる可能性がある。

かかる状況下、複数交通事業者間で相互利用可能なICカードを普及することによって利用者の利便性を向上させるべく、その実現において不可欠な路線間及び事業者間の決済システムの在り方を検討し、さらに円借款等に係る協力準備調査実施の可能性を検討するために、基礎情報を収集する必要がある。加えて、日本政府が推進するインフラ輸出の観点から、他ドナーに先んじて日本基準（タイプC）のICカードを普及すべく、基礎情報を収集する必要がある。これらの基礎情報を収集するために本調査を実施する。

6 業務の範囲及び内容

1 事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

1.1 関連資料・情報の収集・分析等

1.2 インセプションレポートの作成

1.3 インセプションレポートの説明・協議等

2 統合ICカードと上位システムの現状と課題の把握・整理

2.1 統合ICカードと上位システムに係る法制度・政策の把握

2.2 統合ICカードの利用に係る計画の状況と課題

2.3 統合ICカードの流通等の利用に係る潜在的需要の把握

3 上位システム全体整備計画の在り方の検討と提案

3.1 統合ICカード全体システムの構成と上位システムの範囲

3.2 上位システムの全体整備計画の在り方の検討

4 インテリム・レポートの作成、説明・協議

5 上位システム優先整備計画の在り方の検討と提案

5.1 優先整備計画の対象範囲の検討と提案

5.2 詳細スケジュールの検討と提案

6 ドラフト・ファイナル・レポートの作成

7 ファイナル・レポートの作成

## 7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2014年2月中旬)
- (2) インテリム・レポート (2014年4月上旬)
- (3) ドラフトファイナルレポート (2014年5月上旬)
- (4) ファイナルレポート (2014年6月下旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/組織設立・法制度 (評価対象予定者)
- (2) 決済システム(仕様定義) (評価対象予定者・対象国経験・語学力評価せず)
- (3) 決済システム(システム開発) (評価対象予定者・対象国経験・語学力評価せず)
- (4) 電子マネー・決済システム

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。